

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等（以下、略称については原判決のとおり。ただし、原判決中、

10 「原告」は「控訴人」と、「被告」は「被控訴人」と、「別紙」は「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。）

- 1 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定し（平成26年閣議決定）、平成27年5月14日、
15 自衛隊法を始めとする10の法律の改正を主な内容とする平和安全法制整備法及び新設の国際平和支援法（安保法）に係る各法律案（安保法案）を閣議決定し（平成27年閣議決定）、翌15日、これを衆議院に提出した。安保法案は、その後両議院で可決され、同年9月19日に成立した。

20 本件は、控訴人らが、内閣による平成26年閣議決定、平成27年閣議決定及び安保法案の国会提出並びに国会による同法案の可決と制定（本件各行為）によって、控訴人らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・制定権が侵害されたと主張して、被控訴人に対し、それぞれ、国賠法1条1項に基づき、慰謝料各1万円及びこれに対する安保法成立の日である平成27年9月19日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分
25 の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らがこれを不服と

して控訴した。なお、原審においては、控訴人らのほかに2名が、それぞれ上記と同様の損害賠償請求をしており、原審はこれらの請求についても棄却したが、同人らは控訴しなかったため、同人らに関する原判決は確定した。

2 前提となる事実等、争点及びこれについての当事者の主張は、次のとおり訂
5 正するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2のとおりであるから、
これを引用する。

(1) 原判決3頁26行目の「同法案の内容は、概ね以下のとおりである」を
「同法案には、以下の内容が含まれる」に改める。

(2) 原判決4頁1行目冒頭から同3行目末尾までを次のとおり改める。

10 「① 自衛隊法95条の2を新設して、自衛官は、米軍その他の外国の軍隊そ
の他これに類する組織の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資
する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われて
いるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに
15 当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由があ
る場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用
できるものとする。」

(3) 原判決4頁7行目末尾の「あわせ」から同11行目末尾までを次のとおり
改める。

20 「重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米
軍等に対する物品及び役務の提供等の支援措置（後方支援活動。改正前は含
まれていなかった自衛隊による弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準
備中の航空機に対する給油・整備も含まれる。）などが、現に戦闘行為が行
われている現場でなければ、実施できるものとする（改正前は後方地域（我
25 が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活
動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の
公海及びその上空の範囲）に限り実施できるものとしていた。）」

(4) 原判決 4 頁 2 4 行目冒頭から同 5 頁 4 行目末尾までを次のとおり改める。

「④ 国際平和支援法を新設し、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であ
って、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共
同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに
5 主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」（国際平和共同対処事態）
に際し、上記事態に対処するための活動を行う外国の軍隊等に対する物品
及び役務の提供（協力支援活動。自衛隊による弾薬の提供及び戦闘作戦行
動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備も含まれる。）などが、
現に戦闘行為が行われている現場でなければ、実施できるものとする。

10 ⑤ 国際平和協力法を改正し、国際連合（以下「国連」という。）の統治下
での「国際連合平和維持活動」に加え、国連の統括しない「国際連携平和
安全活動」への協力活動についても定めるものとし、その業務内容につ
いても、いわゆる安全確保業務（住民・被災民の危害の防止等特定の区域の
保安維持・警護などの業務）と駆け付け警護（P K O等の活動関係者につ
15 いて、生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生じるおそ
れがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の保護業務）
を追加する。」

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審同様、控訴人らの請求はいずれも棄却されるべきものと判
20 断する。その理由は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」
第 3 のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 0 頁 2 5 行目冒頭から同 3 1 頁 1 7 行目末尾までを削除する。

(2) 原判決 3 1 頁 1 8 行目の「2」を「1」に改める。

(3) 原判決 3 2 頁 2 1 行目の「困難である」を「できない」に改める。

25 (4) 原判決 3 3 頁 1 4 行目の「3」を「2」に改める。

(5) 原判決 3 3 頁 1 9 行目冒頭から同 3 5 頁 3 行目末尾までを次のとおり改め

る。

「ア ①生命・身体に直結する人格権について

5 控訴人らは、安保法に基づく集団的自衛権の行使及び後方支援活動等の実施は、日本が戦争当事国となったり、戦争に巻き込まれたりする危険と機会を大幅に増大させるものであるから、本件各行為は、戦争に伴って日本の国土が敵対国から攻撃を受け、あるいは、テロリズムの対象となることで控訴人らの生命、身体、財産等が侵害される具体的な危険を生じさせ、控訴人らの生命、身体に直結する人格権を侵害するものである旨主張する。

10 そこで検討すると、本件各行為は閣議決定及び立法行為であり、かかる行為によって成立した安保法も、あくまで、控訴人らが日本を戦争に巻き込むものであると主張とする集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施のための要件を定めるものにすぎないから、同法が成立したことそれ自体で、直ちに日本が戦争に巻き込まれ、国土が敵対国から攻撃を受けたり、テロリズムの対象となったりする具体的な危険が生じるということ
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

イ ②平和のうちに平穏に生きる権利としての人格権について

控訴人らは、本件各行為によって、精神、生活等全般にわたって危険に直面し、又は、憲法に導かれ戦後築いていた平和な生活が否定、破壊されたと感じ、生命、身体が侵害されるのではないかという不安、恐怖に苛まれ、平和のうちに平穏に生きる権利としての人格権を侵害されている旨主張する。

証拠（控訴人A本人、同B本人、同C本人、同D本人）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人らは、それぞれの経歴、境遇、職業、生活状況等を背景として、本件各行為によって日本が戦争当事国やテロの標的になる事態が引き起こされるものと認識し、戦争やテロに巻き込まれることにより自身や家族等の生命・身体が侵害されることへの恐怖や不安を抱き、精神的苦痛を感じていることが認められる。特に、控訴人らの居住する沖縄県では、先の大戦において連合軍が上陸して凄惨な地上戦が行われた末、戦後も長く米軍統治下に留め置かれたものであること、現在も米軍基地をはじめとする多数の米軍専用施設に加え、複数の自衛隊の駐屯地も設置されており、これらの施設等は、日本が戦争に巻き込まれた場合に敵対勢力からの標的になり得るものであること（弁論の全趣旨）なども踏まえ、控訴人らの上記恐怖や不安は切実なものであることが認められる。

しかしながら、国民はそれぞれ異なる環境や価値観を有しており、憲法においては多数決原理を基礎とする代表民主制が採られていることにかんがみると、一部の国民が反対しているにもかかわらず、内閣において閣議決定がされたり、国会において立法がされたりすることは、憲法自体が予定しているところであると解される。このような場合に、上記閣議決定や立法に反対する一部の国民が不安や憂慮といった精神的苦痛を受けることがあったとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないものというべきである。前記アのとおり、本

件各行為及びこれによって成立した安保法の存在によって、控訴人らの主張する戦争やテロリストによる攻撃のおそれが切迫し、控訴人らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生しているとは認められないことを考慮すれば、控訴人らの上記恐怖や不安及び精神的苦痛は、
5 何らかの閣議決定や立法行為がされた場合に伴って、これらに反対している国民一般に広く生じる得るものとして、社会通念上受忍すべき範囲を超えるものではなく、これをもって法律上保護された利益が侵害されたということとはできない。」

(6) 原判決 3 5 頁 1 5 行目の「4」を「3」に改める。

10 (7) 原判決 3 5 頁 2 1 行目冒頭から同 3 7 頁 15 行目までを次のとおり改める。

「(2) しかしながら、安保法は、憲法ではなく、あくまで法律を改正又は制定するものである。仮に安保法又は新安保法制が憲法に適合しないものだとすれば、安保法等が違憲無効となるにすぎず、安保法の制定によって、憲法の効力に影響を与える余地はないのであるから、これをもって憲法の実
15 質的な改正に当たるということはできない。また、憲法の各条文に照らしても、憲法が、個々の国民に対し、その個人的な権利や利益の侵害と関わりなく、憲法に違反する閣議決定をされない権利ないし利益及び憲法に違反する法律を制定されない権利ないし利益を具体的に保障しているものと解することはできない。」

20 したがって、控訴人らの主張は、その前提となる安保法が憲法の実質的な改正であるという点を認めることができない以上、これを採用することはできない。」

(8) 原判決 3 7 頁 1 6 行目の「5」を「4」に改める。

2 結論

25 以上によれば、争点 2 及び 3 について判断するまでもなく、控訴人らの請求にはいずれも理由がない。

したがって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は正当であり、本件控訴にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

5

裁判長裁判官 大 久 保 正 道

裁判官 本 多 智 子

10

裁判官 平 山 俊 輔